

当事者 原告 パイオニア株式会社  
 共同訴訟参加人 東北パイオニア株式会社  
 被告 特許庁長官

事案 拒絶査定不服の審判が請求不成立に  
 そこで、パイオニアが審決取消訴訟提訴  
 但し、本件特許出願は東北パイオニアと2名で行っていた

時系列 平成 7年 11月 24日 共同出願  
 平成 14年 4月 30日 特許請求の範囲等につき手続補正  
 平成 14年 6月 26日 拒絶査定  
 同年 8月 1日 不服の審判請求【不服2002-14474号事件】  
 平成 16年 3月 29日 審決。「本件審判の請求は、成り立たない。」  
 本願発明は下記の引用例1発明，引用例2発明及び  
 周知の技術に基づいて当業者が容易に発明をすること  
 ができたものであるから，特許法29条2項の規定  
 により特許を受けることができない  
 平成 16年 4月 13日 送達  
 平成 16年 5月 12日 審決取消訴訟提起  
 平成 16年 6月 12日 受理を求める上申書  
 平成 16年 8月 9日 共同訴訟参加 申出  
 平成 17年 9月 27日 口頭弁論終結  
 平成 17年 10月 11日 判決

争点

特許を受ける権利が共有である場合の共有者の一部による訴訟提起の是非  
 共同訴訟参加の適法性  
 特許の進歩性の有無

検討

特許を受ける権利が共有である場合の共有者の一部による訴訟提起の是非

特許を受ける権利の共有

共同発明者の特許出願権が共同発明者間の共有になるのは明文ないが当然の前提

民法 252 原則

保存行為は各共有者が単独で行うことができる(民法252、264)  
 (= 共有物の現状を維持する行為)

物と情報という根本的な性質の違いから異なる規定がある

- 所有権の共有 ...物という有体物を持ち分に応じて使用収益する権原であり、他の共有者が誰であろうと関係がない
- 特許権の共有 ...財産的情報を対象とし占有を観念できない。複数の者が同時に使用することができ、(消費の排他性がない)情報の使用に量的限界がない。共有者は持分に関係なく自由に実施できる。
  - ・特許権の意義 無権限の第三者による当該情報の利用の阻止
  - 特許法 38 (共同出願) 123
  - 33 持分の譲渡に他の共有者の同意必要 (特許権については73)

- 趣旨 共有関係にはいるときに予期しなかった第三者の登場が他の共有者への影響が大きいと、政策的に他の共有者を保護した。
- 共有説もあり 固有必要的共同訴訟となる  
共有 ...処分権能の制限され、管理処分権能は共有者に共同帰属  
( 特許権等の共有について処分について同意を要するとされるのは情報という性質からの政策的規定であり、合有の帰結ではない )

固有必要的共同審判 明文 132  
審決取消訴訟については明文無し

- 〔通常共同訴訟 審理の併合のみ  
必要的共同訴訟 共同訴訟人全部の請求について判決内容の合一確定が要請される類型  
審理の併合  
訴訟資料、証拠資料を含めた裁判資料を共通のものとする  
訴訟進行の統一  
共同訴訟人独立の原則が適用されない(民訴40)〕
- 〔固有必要的共同訴訟 ...訴訟共同の強制  
類似必要的共同訴訟 ...共同訴訟としての訴えを強制されていない  
個別に訴えることはできる〕

#### 見解

これらの枠組みはいずれに帰属するのかは訴訟物の性質、紛争解決の実効性、当事者の利害調節、当事者外の利害関係人との利害調節など、実体法的観点と訴訟法的観点からそれぞれ考量した結果を表示した。類型は所与のものとして存在していたものではなく、審理に関する効果を付与するのが合理的か否かを個別具体的に検討する必要がある。訴訟共同は当事者が本来的に有する訴訟追行の自由を制限するため、そのような制限をしてまで合一確定の要請が優先される場合に限定されるべきという解釈態度にすべし。

条文の解釈として39条から通常共同訴訟、40条から固有必要的共同訴訟が導かれ、その中間形態として類似必要的共同訴訟という概念が構築された。いずれの類型に当たるかはもっぱら解釈問題であるべき。

#### 固有必要的共同訴訟

メリット 紛争の統一的抜本的解決

- デメリット ・共同訴訟人となるべき者が一人でも欠けると訴えが不適法になる  
・関係者の中に共同当事者になることを拒否したり、所在不明で探索困難な場合等に裁判手続を利用する道を閉ざす  
・訴訟追行の自由に制限を受ける

...

#### 見解

##### 固有必要的共同訴訟

当事者適格の基礎となる管理処分権や法律上の利益が、多数人に共同で帰属し、その帰属の態様から判決内容の合一性が要請される場合。

##### 類似必要的共同訴訟

訴訟物たる権利関係の性質から確定判決の既判力が他の訴訟追行権者に対して拡張される場合

#### 具体例

- 固有必要的共同訴訟 他人間の法律関係の変動を生じさせる訴訟  
法律関係の主体たるべき者全員を共同被告とする  
例 抵当権者が提起する短期賃貸借契約の解除請求

第三者が提起する婚姻無効、取消の訴え  
取締役解任の訴え（最二小判平10・3・27）

理由 法律関係の主体を除外してその変動をもたらす判決にするのは相当ではなく、訴訟共同を強制しないと判決が別々になる可能性があり、画一的変動をはかれなくなる

数人が共同してのみ処分管理すべき財産に関する訴訟

例 数人の受託者のある信託財産に関する訴訟  
数人の破産管財人が選任されている破産財団に関する訴訟

理由 もともと一個の法主体として訴訟当事者になりうる者について、その処分権限が複数主体に分属している場合には、当該複数主体を当事者としなければならない

その他の権利関係についての管理処分権の共同

例 共同相続人による遺産確認の訴え（最判平1.3.28）  
審決取消訴訟

類似必要的共同訴訟 例 数人の株主が提起する株主総会決議取消、無効の訴え  
数人の株主による株主代表訴訟  
数人の異議者との破産債権確定訴訟  
数人の債権者の債権代表訴訟  
数人の差押債権者による取立訴訟  
複数住民が提起する住民訴訟

審決取消訴訟

・固有必要的共同訴訟説

理由 特許権の対象である発明は一個の技術的思想の創作であるから、これが二人以上の共有に属する場合でも、それが有効か無効かは常に共有者全体につき画一的に確定されるべきもので、共有者毎に個々別々に確定される余地はないこと  
権利が共有にかかる場合でも、その共有は民法所定の共有と異なり、権利は全部として不可分に共有者全体に帰属するから、一人が単独で審決取消訴訟を提起することは許されない。

（ 訴訟提起について他の共有者の協力が得られず、又は共有者が行方不明の場合には、出訴期間満了と同時に審決が確定し、権利が遡及的に消滅してしまう ）

・この立場に立ちながら、続審的な関係を認めて、上訴と同様に考え民訴40 を類推適用する見解もある。

参考

共同訴訟人の一人が上訴すれば、全員に対する関係で判決の確定が遮断され、当該訴訟は全体として上訴審に移審し、上訴審の判決の効力は上訴をしなかった共同訴訟人にも及ぶと解される。共同訴訟人の一部がした訴訟行為は、全員の利益においてのみ効力を生ずるところ（民訴40 ）上訴は上訴審に対し原判決の敗訴部分の是正を求める行為であり、一般的に他の共同訴訟人に利益な行為と見られ、合一確定の要請にもかなうから。

（ 現行法では、行政処分である審決を司法機関が審査する関係を、一審と控訴審の関係になぞらえるのは難しい ）

・類似必要的共同訴訟説

理由 特許権の共有は、合有に似た制約を受けるが合有ではなく民法上の共有に属する。  
共有者の一人の提訴がなければ権利が消滅することが確定するわけであるか

ら、取消訴訟の提起はまさに権利を保存する行為である  
いったん登録された権利について無効審決された際にこれに対する取消訴訟することなく出訴期間を経過したときは権利ははじめから存在しなかったことになる結果排他的使用権を失う

腐敗しやすい物の売却等の物理的保存行為に近い

( 合一確定の要請が満たされない、審決取消請求棄却の判決がされて確定した場合に訴訟の不利益な結果を他の共有者に負担させて良いとする説明は難しい)

勝訴すれば他の共有者の権利が保存され、他の共有者は敗訴しても訴えを提起しなかった以上の害はない

・判決は分かれている

審決取消訴訟

当事者系 無効審判(特123) 延長登録無効審判(特125の2) 訂正審判(特126)  
判定請求(特71)

固有必要的共同訴訟ではない

最二判平12.2.18 最一判平12.1.27

保存行為説

最二判平14.2.22 最一判平14.2.28 (商標)

査 定系 拒絶査定不服の審判(特121) 補正却下決定に対する審判

固有必要的共同訴訟説

最一判昭36.8.31 最二判昭55.1.18 最三判平7.3.7

区別の理由

出願から審判手続きに至るまで法が一貫して共有者の全員が共同して請求することを要求しているのは、権利の取得に対し出願者の意思の合致を要求したもの

132 で権利取得後も共同して審判請求を要求しているのは、特許権の存続期間延長登録の出願を拒絶する旨の査定に対する不服審判、訂正審判のように、権利の内容を延長ないし訂正することにより再度権利取得をめざすものである

査定系の場合は、(商標登録)を受ける権利は共有者間の牽制が強く、特許庁における手続きも全員であることを法律上要求されており、未だ設定登録されていない(商標登録)を受ける権利を性質も効力も異なる(商標権)にまで高める場面のものである

これに対し、一旦権利を付与した後は、(商標権)の共有者は、持分の譲渡等当の場面で他の共有者の同意を必要とするものの、各共有者が自由にかつ排他的に(登録商標)を使用することができ、無効審決を放置すればその排他的使用権が消滅してしまうのであるから(特125)、当事者系の無効審決取り消訴訟の提起は既に権利として成立した(商標権)を消滅させないようにする保存行為であるといえることができる。

付与後異議 (特113)

最判平14.3.25 類似必要的共同訴訟説

理由 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ特許出願をすることができず(特許法38条)、共有に係る特許を受ける権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同してしなければならないとされているが(同法132条3項)、これは、共有者の有する1個の権利について特許を受けようとするには共有者全員の意思の合致を要求したものにほかならない。これに対し、いったん特許権の設定登録がされた後は、特許権の共有者は、持分の譲渡や専用実施権の設定等の処分については他の共有者の同意を必要とするものの、他の共有者の同意を得ないで特

許発明の実施をすることができる（同法73条）。

いったん登録された特許権について特許の取消決定がされた場合に、これに対する取消訴訟を提起することなく出訴期間を経過したときは、特許権が初めから存在しなかったこととなり、特許発明の実施をする権利が遡及的に消滅するものとされている（同法114条3項・当時）。したがって、【要旨】特許権の共有者の1人は、共有に係る特許の取消決定がされたときは、特許権の消滅を防ぐ保存行為として、単独で取消決定の取消訴訟を提起することができるかと解するのが相当である（最二判平14年2月22日参照）。

特許法132条3項の「特許権の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するとき」とは、特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定に対する不服の審判（同法67条の3第1項、121条）や訂正の審判（同法126条）等の場合を想定しているのであって、一般的に、特許権の共有の場合に常に共有者の全員が共同して行動しなければならないことまで予定しているものとは解されない。

特許権の共有者の1人が単独で取消決定の取消訴訟を提起することができるかと解しても、合一確定の要請に反するものとはいえない。また、各共有者が共同して又は各別に取消訴訟を提起した場合には、これらの訴訟は類似必要的共同訴訟に当たるから、併合して審理判断されることになり、合一確定の要請は充たされる。

#### 【本判決】

固有必要的共同訴訟説 訴訟提起は違法

「ところで、特許を受ける権利の共有者が、共同で拒絶査定不服の審判を請求し、請求が成り立たない旨の審決を受けた場合に提起する審決取消訴訟は、共同原告として訴えを提起する必要があるいわゆる固有必要的共同訴訟と解するのが相当である（実用新案権に関する最高裁平成7年3月7日第三小法廷判決・民集49巻3号944頁参照）」

最高裁平成7年3月7日第三小法廷判決

「実用新案登録を受ける権利の共有者が、その共有に係る権利を目的とする実用新案登録出願の拒絶査定を受けて共同で審判を請求し、請求が成り立たない旨の審決を受けた場合に、右共有者の提起する審決取消訴訟は、共有者が全員で提起することを要するいわゆる固有必要的共同訴訟と解すべきである」（最高裁昭和五二年（行ツ）第二八号同五五年一月一八日第二小法廷判決・裁判集民事一二九号四三頁参照）

理由 右訴訟における審決の違法性の有無の判断は共有者全員の有する一つの権利の成否を決めるものであって、右審決を取り消すか否かは共有者全員につき合一に確定する必要があるからである。

実用新案法が、実用新案登録を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは共有者の全員が共同で請求しなければならないとしている（同法四一条の準用する特許法一三二条三項）のも、右と同様の趣旨に出たものというべきである。

共同訴訟参加の適法性

類似必要的共同訴訟

共同訴訟参加

…既に先行して継続している訴訟に、第三者が原告または被告の共同訴訟人として加入する

参加する第三者は当該訴訟の当事者適格を有する者でなければならない

（最二小判昭36.11.24 株主総会決議取消請求事件）

「第三者が同条の規定により訴訟に参加することが許されるためには、当該訴訟の目的が当事者の一方および第三者について合一にのみ確定すべき場合であることのほ

か、当該訴訟の当事者となりうる適格を有することが要件となつていることは、同条の法意に徴し、明らかである。すなわち、上告人の本件参加の申出が許されるためには、上告人は本件訴訟の被告となりうる適格を有しなければならないのである。」

#### 固有必要的共同訴訟説

疑問 共同訴訟参加 自体観念できないのではないか  
出訴期間遵守の意義を無視するのでは  
S54.12.24 東京高裁、H15. 6. 9 東京高裁  
出訴期間徒過について、厳格に運用されている

【本判決】 固有必要的共同訴訟説に立ちながら瑕疵が治癒されたとする。

理由 平成16年8月9日に至り、他の共同出願人であった東北パイオニア株式会社  
が、本件訴訟に原告のため民訴法52条に基づき共同訴訟参加の申出をしたことにより、本件訴えの上記瑕疵は治癒され、本件訴えは適法になったと解するのが相当である。  
特許法178条3項によれば、審決取消訴訟の出訴期間は30日であり、審決謄本の送達を受けた平成16年4月13日より約4か月経過した平成16年8月9日になされた共同訴訟参加の申出は、出訴期間経過後のものであるが、本件における上記一切の事情を考慮すると、出訴期間の遵守に欠けるところがないものと解するのが相当である。

#### 特許の進歩性の有無

#### 本願発明

【請求項1】有機化合物からなる有機発光材料層が互いに対向する一対の電極間に挟持された構造を有する積層体と、この積層体を収納して外気を遮断する気密性容器と、この気密性容器内に前記積層体から隔離して配置された乾燥手段とを有する有機EL素子において、前記乾燥手段が化学的に水分を吸着するとともに吸湿しても固体状態を維持する化合物により形成されていることを特徴とする有機EL素子。

引用例 特開平3-261091号公報(引用例1)

<一致点>

「有機化合物からなる有機発光材料層が互いに対向する一対の電極間に挟持された構造を有する積層体と、この積層体を収納して外気を遮断する気密性容器と、この気密性容器内に前記積層体から隔離して配置された乾燥手段とを有する有機EL素子において、前記乾燥手段が化学的に水分を吸着する化合物により形成されている有機EL素子。」である点。

<相違点>

前記乾燥手段が、本願発明は吸湿しても固体状態を維持する化合物により形成されているのに対して、引用例1は、吸湿して水に溶け(潮解)、リン酸となる五酸化二リンにより形成されている点。

特開平7-211455号公報(引用例2)

<相違点>

本願発明が「気密性容器内に積層体から隔離して配置された乾燥手段を有する有機EL素子」という構成を有するものであるのに対し、引用例2は「有機EL素子の外側に設けられた気相成膜法により形成された、吸水率1%以上の吸水性物質と吸水率0.1%以下の防湿性物質とからなる保護層」を有する点

・審決

「一般に、密封容器内の乾燥状態を維持するために用いられる乾燥剤は、長時間使用しても潮解することなく、固体状態を維持し、液状化等による悪影響を周囲に及ぼさない特性

を有することが望ましいことは、当業者が容易に想起し得ることと認められる。してみれば、引用例1の発明における乾燥手段を、潮解性による積層体への悪影響を避けるために、引用例2に多々記載される潮解性のない「CaO等のアルカリ土類金属酸化物、CuSO<sub>4</sub>、NiSO<sub>4</sub>等の硫酸塩、LiClO<sub>4</sub>からなる過塩素酸塩、有機物」及び前記先行技術に多々記載される潮解性のない「塩の無水物（無水硫酸マグネシウム、無水硫酸ナトリウム等）、塩化物（塩化カルシウム、塩化リチウム等）、酸化物（酸化カルシウム等）」に換えて、前記相違点の構成を有する本願発明の構成とすることは、当業者が容易になし得ることである」（審決5頁最終段落～6頁第1段落）

・原告の主張

「圧倒的に有機EL素子の寿命が短く、当時においては、乾燥剤が潮解することによる問題は生じ得なかったのであって、審決の上記認定は、当時の技術水準や有機EL素子特有の課題などを全く考慮しないものであり、誤り」

・本判決

「製品の長寿命化は、およそすべての製品に共通して製造者が常時志向する目標であることは一般的に異論のないところであり、有機EL素子についても、開発からその実用化に当たって、有機発光材料を一对の電極で挟持した積層体の界面が、空気中の水分の影響により剥離を招き、発光特性が劣化し、素子の長寿命化を阻害することは、引用例及び本件明細書で引用する従来技術に示されているように、本件特許出願前において既に周知の技術的課題であるから、その技術的課題を克服するために、気密容器で構成された有機EL素子内の水分の影響を排除する、すなわち湿度を下げる目的で、該気密容器内に乾燥剤（吸湿性物質）を用いることも、引用例2（甲9）及び本件明細書（甲2添付）で引用する従来技術に示されているように、周知の技術にすぎない。」

「引用例1発明の乾燥手段である五酸化二リンが、その吸湿によりメタリン酸、更にオルトリン酸（磷酸）となり潮解性を示すことは、当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）に周知の事項であり（平成5年6月1日共立出版縮刷版第34刷発行「化学大辞典3」〔乙11〕）、また、潮解性を有する乾燥剤の使用において、その吸湿液化現象が乾燥対象物に弊害をもたらすという問題が一般的に広く認識されていることも、乙5公報ないし乙9公報に開示されているように周知のことと認められる。そうすると、五酸化二リンは、長時間経過すればその潮解性のため液状化し、気密容器で構成された有機EL素子の密封された空間内で、液状化が有機EL素子の積層体に対して悪影響を及ぼすことは当業者が容易に認識し得ることであるから、この問題を解決するために上記乾燥手段を潮解性を有しないものに置換する動機付けが存在することは明らか」

「実際に商品として使用される有機EL素子は、製造後直ちに連続して使用されるとは限らず、未使用状態で長期間保管されたり、あるいは長期間にわたって間欠的に使用されるなど、様々な使用態様が想定されるところ、後者の使用態様にあつては、乾燥剤として長期の寿命が要求されることは明らかであるから、有機EL素子の寿命と五酸化二リンの乾燥剤としての寿命との間に差があることは、乾燥手段を潮解性を有しないものに置換することを阻害する要因になるとまでは認め難い。」

## 参考条文

- 特許法  
(特許を受ける権利)  
第33条 特許を受ける権利は、移転することができる。  
2 特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない。  
3 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。  
(共同出願)  
第38条 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。  
(拒絶の査定)  
第49条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の

査定をしなければならない。

一 その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていないとき。

二 その特許出願に係る発明が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八條又は第三十九条第一項から第四項までの規定により特許をすることができないものであるとき。

…  
(共有に係る特許権)

第73条 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

2 特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。

3 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。

(特許無効審判)

第123条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願(外国語書面出願を除く。)に対してされたとき。

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八條又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

…  
第125条 特許を無効にすべき旨の審判が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、特許が第二百三十三条第一項第七号に該当する場合において、その特許を無効にすべき旨の審判が確定したときは、特許権は、その特許が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

(共同審判)

第132条 同一の特許権について特許無効審判又は延長登録無効審判を請求する者が2人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。

2 共有に係る特許権について特許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全員を被請求人として請求しなければならない。

3 特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。

4 第1項若しくは前項の規定により審判を請求した者又は第2項の規定により審判を請求された者の一人について、審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

(審決等に対する訴え)

第178条 審決に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

3 第1項の訴えは、審決又は決定の謄本の送達があつた日から30日を経過した後は、提起することができない。

4 前項の期間は、不変期間とする。

5 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間について附加期間を定めることができる。

6 審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

民法

(共有物の管理)

第252条 共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

(準共有)

第264条 この節の規定は、数人で所有権以外の財産権を有する場合について準用する。ただし、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

民事訴訟法

(共同訴訟の要件)

第38条 訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、その数人は、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。

訴訟の目的である権利又は義務が同種であつて事実上及び法律上同種の原因に基づくときも、同様とする。

(共同訴訟人の地位)

第39条 共同訴訟人の1人の訴訟行為、共同訴訟人の1人に対する相手方の訴訟行為及び共同訴訟人の1人について生じた事項は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。

(必要的共同訴訟)

第40条 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合には、その1人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。

2 前項に規定する場合には、共同訴訟人の1人に対する相手方の訴訟行為は、全員に対してその効力を生ずる。

3 第1項に規定する場合において、共同訴訟人の1人について訴訟手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

4 第32条第1項の規定は、第1項に規定する場合において、共同訴訟人の1人が提起した上訴について他の共同訴訟人である被保佐人若しくは被補助人又は他の共同訴訟人の後見人その他の法定代理人のすべき訴訟行為について準用する。

(共同訴訟参加)

第52条 訴訟の目的が当事者の一方及び第三者について合一にのみ確定すべき場合には、その第三者は、共同訴訟人としてその訴訟に参加することができる。【則】第20条2 第43条並びに第47条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による参加の申出について準用する。

(確定判決等の効力が及ぶ者の範囲)

第115条 確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

1. 当事者

2. 当事者が他人のために原告又は被告となつた場合のその他人

3. 前2号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人

4. 前3号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者 2 前項の規定は、仮執行の宣言について準用する。